旭川市立中央中学校いじめ防止基本方針

☆合い言葉 「仲間とつながり合って いじめを根絶しよう!」



【目 次】

	/		
はじぬ I い 1	りに じめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 いじめの防止等の対策に関する基本理念		1
2	いじめの理解		2
II 当	学校が実施するいじめの防止等の取組 本校のいじめの実情及び5年度の目標(指標)	•••	4
2	生徒が主体となった取組の推進		5
3	学校いじめ対策組織の設置		5
4	いじめ防止の取組		6
5	いじめの兆候の早期発見と積極的な認知 ◇いじめ発見・見守りチェックリスト ◇主な相談窓口		7 8 9
6	いじめへの対処		10
7	いじめの解消 ◇早期発見・事案対処マニュアル		11 12
8	いじめの重大事態への対応		13
9	いじめ防止等に関する機関,保護者等との連携		14
10	インターネットを通じて行われるいじめへの対処,		

11 学校いじめ防止プログラム

保護者との連携 … 14

··· 15

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、いじめは、どの子にも、どの学校にも起こり得ることであるという認識をもち、未然防止に向けて、全ての教育活動を通じて豊かな心の育成に努めてまいりました。また、いじめやいじめにつながりかねない生徒の言動を把握した際には、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている子どもを守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導し、よりよい集団づくりに努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、生徒同士、生徒と教職員、さらには、家庭・地域など、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針(以下「国の基本方針」という。)」をはじめ、「道の基本方針」と「旭川市いじめ防止基本方針」を踏まえ、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心 して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじ めが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」といいます。)では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないよう努めます。

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍 する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が 行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われる ものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じ ているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。) をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないとき は、未成年後見人)をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- O 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- O 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 〇 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 〇 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- O いじめの芽は、どの生徒にも生じ得る。
- 〇 いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在 や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 生徒一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や 人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 生徒の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、 自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め 合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において,いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し,心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命,心身又は財産に重大な被害が 生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余 儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び5年度の目標(指標)

☆合い言葉 「仲間とつながり合って いじめを根絶しよう!」

昨年度のいじめの認知件数は18件で、態様は「冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われる」(11件)、「パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる」(1件)、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」(4件)、「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」(1件)、「ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする」(1件)でした。いじめ防止基本方針に基づいた組織的な対応により、いじめの解消率は100%となっています。本校のいじめアンケート調査結果では「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答した生徒は99%でした。しかし、1%の生徒が「そう思わない」「よくわからない」と回答していること、さらには、「嫌な思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答した生徒が全体の約10.8%いたことは、大きな課題だと捉えています。

以上のような実態に基づき、令和5年度の目標(指標)を次のように設定しました。

- ① いじめの防止, 早期発見, 早期対応, 早期解決
- ② いじめの定義の理解といじめの積極的な認知
- ③ いじめアンケート調査の結果,「いじめはどんなことがあっても許されない」と 回答した生徒 100%
- ④ 「嫌な思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答した生徒 0%
- ⑤ 「学校だより」でいじめ認知の件数を知らせたり、保護者アンケートの項目に、 いじめ対応について加えたりするなど、保護者の理解を深める取組の推進

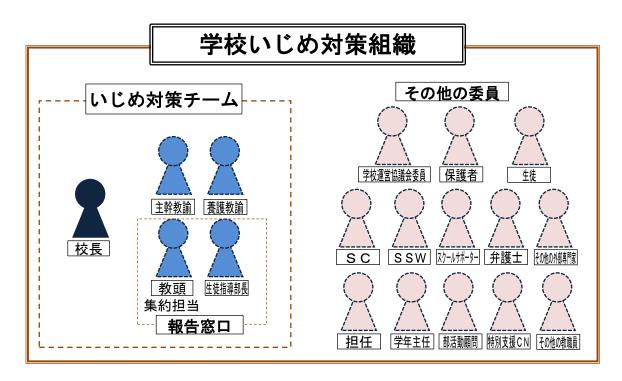
そのためにも、育成を目指す資質・能力を明確にした上で、生徒指導の機能を生かし、①【自己決定の場】~自分の考えをもたせる場②【自己存在感を与える場】~自分の考えを書いたり話したりしてみんなに示す場③【共感的人間関係をはぐくむ場】~「なるほどそういうことか」「話し合って良かった」と実感する場を設定していきます。学級活動では、生徒が安心できる居場所づくりとともに、気軽に悩みを打ち明けることができ、自分とは異なる他を認め合う絆づくりを進めます。道徳科では、重点内容項目を「思いやり」と「相互理解・寛容」として指導の充実を図ります。加えて、人間関係をよりよく形成することに向けた実践研修・協議を校内研修のテーマとし、生徒同士の主体的な話合いや、生徒会独自の取組、Actサミットにおける取組を通して生徒自身がいじめ根絶を目指す環境づくりを進めます。さらに、いじめ事案の対応については旭川市教育委員会や関係機関と連携し、スピード感をもって適切に対処を進めます。以上の取組について、いじめ対策組織を中心にP(計画)D(実行)C(評価)A(改善)サイクルにより点検・見直しを図っていきます。

2 生徒が主体となった取組の推進

いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論するなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

- 生徒会を中心に、いじめの問題等について話し合い、本校の実態に応じた、学校いじめ 防止基本方針(生徒版)を策定します。
- 生活・学習Actサミットで協議された内容等を小・中学校で連携して共有します。
- 全ての生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう工夫します。

(1) 学校いじめ対策組織の構成



(2) 学校いじめ対策組織の役割

- 〇未然防止
 - いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ○早期発見・事案対処
 - いじめの相談 通報を受け付ける窓口
 - ・いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ・いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有,及び関係生徒に対するアンケート調査,聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
 - ・いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定 と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

○学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- ・ 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、更新
- いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施
- ・本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質,原因・背景,具体的な指導上の留意点について,職員会議や 校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針(生徒版)の作成を支援し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、生徒が容易に理解できる取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じた道徳教育の充実,読書活動・体験活動などの推進により生徒 の社会性を育む取組を進めます。
- 生徒の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する 取組を進めます。
- 幅広い社会体験,生活体験の機会を設け,他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進めます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努めます。
- 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長 したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努めます。
- 〇 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- 自己有用感や自己肯定感,社会性などは,発達段階に応じて身に付いていく ものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

<保護者の役割>

〇 保護者は、お子様に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自 分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むことが大切です。

※1 自己有用感 … 他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受けとめられる感情。

※2 自己肯定感 …「自分によいところがある」「自分は〇〇できる」など、自らを積極的に評価できる感情。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- 日常の観察やふれあい活動,定期的なアンケート調査,チェックシートの活用,教育相談の実施などにより,いじめの早期発見に努めるとともに,生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努めます。
- 生徒及び保護者に保健室(養護教諭)や相談室(スクールカウンセラー等)の利用や 関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備し ます。

いじめ発見・見守りチェックリスト

	年	組	記入者			【記入日		月	\Box
次	:の項目に該	当する生	:徒がいる場	合は、横に名前	を記載してく	ださい。			
	日常の行動	動や様子	2 等				生徒氏	夕	
	保き用問教登休交他る表視衣持さ にもす職校み友の。情線服ちれ 室がなる員時時関子…がをの物た なる。のに間係の…暗そ汚やり	どうのでそうです。くらて喝すで、に、ば体一変ち、(しや示る過、職、にの人わ物、さ,傷物。ご、員、い不でっを、え合み等、	す時間が増え ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	えた。又は,すく の付近でよく見た が多い。 が多い。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。	では、は、いける。又は、いける。又は、いける。又は、いける。なけられたり、いっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱ				
	学習意欲た 発言したり グループ級 グループを	つも遅れ ^つ が減退しが 、褒めら 属成の際(を編成する	て入ってくる こり, 忘れ物 れたりすると こ, 所属グル ると机を離さ	る。	いる。 かいがある。 孤立する。 たりする。	(((]]]]
	ゴミ捨てた 一人で下校 一人で部 部活動を何	こ一人だ! まど, 人(ナ離れて掃除 の嫌がる仕事 とが多い。・ 帯や後片付け 急に部活動	詳している。 『をいつもしてい 	Nる。 	(((

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月•木 8:45~20:00 火•水•木 8:45~17:15

- ◆子ども相談支援センター(北海道教育委員会)
 - <電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310(24時間子供SOSダイヤル)

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

◆子どもの人権110番(旭川地方法務局)

<電話番号>

0120-007-110(ぜろぜろなな の ひゃくとおばん)

<受付時間>

平日 8:30~17:15

◆少年サポートセンター「少年相談110番」(北海道警察)

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター(旭川少年鑑別所)

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立中央中学校 TEL26-8500

6 いじめへの対処

いじめを発見又は通報を受けた場合,特定の教員で抱え込まず,直ちにいじめ対策組織 において情報を共有し、組織的に対応します。

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保します。
- 生徒の生命,身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは,直ちに警察等関係機関と連携し,適切な援助を求めます。
- (2) いじめを受けた児童(生徒)及びその保護者への支援
- いじめを受けた生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- いじめを受けた生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保します。
- 必要に応じて,スクールカウンセラーやスクールサポーター(警察経験者)など外部 専門家の協力を得て対応します。
- (3) いじめを行った児童(生徒)への指導及び保護者への助言
- いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが 確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- 事実関係の確認後, 当該保護者に連絡し, 以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
- いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えます。
- 一学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。
- (5) 性に関わる事案への対応
- 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるかどうか否 かの判断を行うとともに、生徒のプライバシーに配慮した対処を行います。
- 事案の対処に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、 生徒に対して同性の教職員の話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行 います。
- 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関 や警察等の関係機関との連携を図ります。
- チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

- (6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応
- 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないよう,教育委員会が窓口となり,各学校との緊密な連携の下,対応への指導・助言を行うとともに,学校相互間の連携協力を促します。

7 いじめの解消

単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく,少なくとも,いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや,その時点でいじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し,面談等により確認します。いじめの解消に向け,次の取組を進めます。

- いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、そ の安全・安心を確保します。
- いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該生徒について、日常的に注意深く観察します。

早期発見・事案対処マニュアル

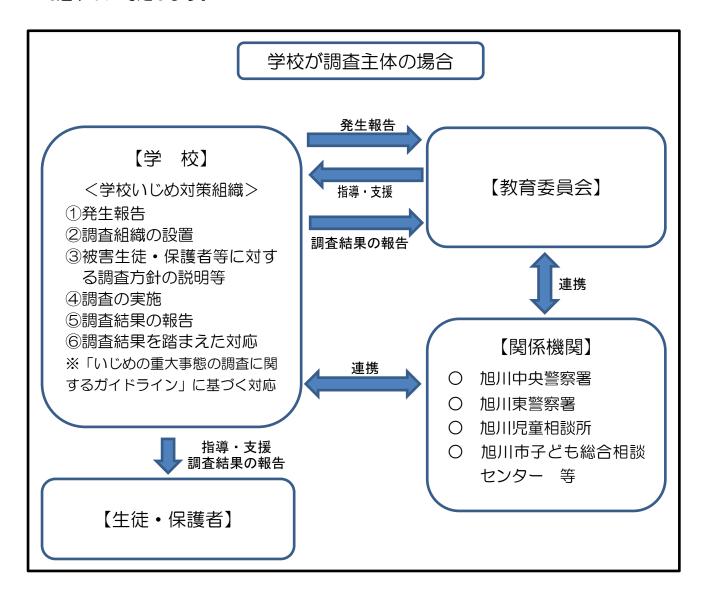
【いじめの把握・報告】 <いじめの把握> いじめを受けた生徒や保護者 周囲の生徒や保護者 養護教諭等学級担任以外の教職員 スクールカウンセラー(SC) その他 学級担任 生徒アンケート調査や教育相談 学校以外の関係機関や地域住民 <いじめの報告> 把握者 報告窓□ → 集約担当 → 校長•教頭 いじめ対策組織会議の開催 【事実確認及び指導方針等の決定(いじめ対策組織会議)】 □事実関係の把握 口いじめ認知の判断 口「いじめ対処プラン」の作成(指導方針、指導方法、役割分担等の決定) 口全教職員による共通理解 □SCや関係機関等との連携の検討 【いじめ対策組織による対処】 いじめを受けた生徒及び保護者への支援 〇 いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言 SCなどによる心のケア 0 周囲の生徒への指導 警察. 子ども総合相談センター)との連携 関係機関(教育委員会, いじめを受けた生徒 いじめを行った生徒 周囲の生徒 □組織体制を整え, いじめを □いじめは,他者の人権を侵 口いじめを傍観したり, はや 止めさせ,安全の確保及び す行為であり, 絶対に許さ し立てたりする行為は許さ 再発を防止し, 徹底して守 れない行為であることを自 れないことや、発見したら 覚させるなど, 謝罪の気持 周囲の大人に知らせること 学 り诵す。 □いじめの解消の要件に基づ ちを醸成させる。 の大切さに気付かせる。 校 □不満やストレスを克服する 口自分の問題として捉え, い き,対策組織で継続して注 視するとともに, 自尊感情 力を身に付けさせるなど, じめをなくすため、よりよ を高める等, 心のケアと支 いじめに向かうことのない い学級や集団をつくること 援に努める。 の大切さを自覚させる。 よう支援する。 □家庭訪問等により、その日 □迅速に事実関係を説明し, 口いじめを受けた生徒及び保 のうちに迅速に事実関係を 家庭における指導を要請す 護者の意向を確認し、教育 説明する。 的配慮のもと, 個人情報に る。 家 留意しながら,必要に応じ 口今後の指導の方針及び具体 口保護者と連携して以後の対 庭 的な手立て, 対処の取組に 応を適切に行えるよう協力 て今後の対応等について協 を求めるとともに, 継続的 力を求める。 ついて説明する。 | な助言を行う。 いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

- 〇 原因の詳細な分析
 - □事実の整理、指導方針の再確認
 - ロスクールカウンセラーなど外部 の専門家等の活用
- 学校体制の改善・充実
 - 口生徒指導体制の点検・改善
 - 口教育相談体制の強化
 - □児童生徒理解研修や事例研究 等,実践的な校内研修の実施
- 教育内容及び指導方法の改 善・充実
- 口生徒の居場所づくり, 絆づくり など, 学年・学級経営の一層の 充実
- □道徳教育の充実等, 児童生徒の 豊かな心を育てる指導の工夫
- □分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導,自己有用感を高める指導など,授業改善の取組
- つ 家庭, 地域との連携強化
- □教育方針やいじめ防止の取組等 の情報提供や教育活動の積極的 な公開
- □学校評価を通じた学校運営協議 会等によるいじめの問題の取組 状況や達成状況の評価
- 口生徒のPTA活動や地域行事へ の積極的な参加による豊かな心 の醸成

8 いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態が発生した場合,「旭川市いじめの重大事態対応マニュアル」に沿って速やかに対処します。



9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム)の作成・実施・検証・更新に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努めます。
- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター(警察経験者)等の外部専門家を加えて、組織的かつ実効的に対応します。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

インターネットを通じて行われるいじめを防止し,効果的に対処できるよう,情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- 日常的,計画的に情報モラル教育を進めるとともに,保護者に対して啓発を行います。
- 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努めます。
- 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

<保護者の役割>

- 保護者は、その保護する生徒の発達の段階を踏まえ、生徒の能力や日常生活に 見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際、生徒が納得 できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合 うことが重要です。
- 保護者は、その保護する生徒にSNSの利用を認める場合は、自他の個人情報を公開しないことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNSで知り合った人と会わないことなどを指導することが必要です。

は, 早期発見の取組	9月	○学校いじめ防止対策組織会議・地川市生徒指導研究協議会の内容(1ついでの選派・前期の取組についての点検・評価・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討・組状況の調査②	Oシンに必防止の理解を深める学習 (学級活動・道徳の時間) ・いじめ撲滅宣言等 ・いじめ撲滅宣言等
	8月	○学校いじめ防止対策組織 会議 ・校財務(3)の内容検討及び準 備 運営 ・アセスの結果の分析 果の活用 ・「主体的・対配的で深い学び」 の視点を重視した授業改善の 推進 を」への参加	○生活・学習Actサミットへの (学級活動・道像参加 (学級活動・道像 会 の と を を を を を を を を で と を を を を を を を を を
は, 未然防止の取組 (二) (二) (二) (二) (二) (三) (三) (三) (三) (三) (三) (三) (三) (三) (三	7月	〇学校いじめ防止対策組織 ・1学期の取組の点検・評価 ・2学期の重点の検討 ・2学期の重点の検討 文流(授業参観等)	○ボランティア活動の実施 (1年神楽岡公園清掃) ○スマホ安全教室の実施 ・ミニバレー ○1学期の取組の状況等 についての交流 ・学校はより ・参報日ランチ会等 ・外部講師による豊かな心を育む講 演会
	6月	○学校いじめ防止対策組織 会議 ・技肉階像(2)の内容検討及び準 備 運送 ・アンケートの集計、分析 ※資料提供:主幹教諭 ・「主体的・対話的で深い。 び」の視点を重視した授業改善 ・ び」の視点を重視した授業改善 ・ び」の視点を重視した授業改善	Oいじめ・非行防止強調月間①
プログラム	5月	○学校しじめ防止対策組織会議 ・校内研修(1)の内容の検討及び 準備,選営 ・いじめ撲滅集会の計画及び選営 ・いじめ・非行防止強調月間の取 組の検討 ・アセスの実施方法の確認 ・アセスの実施方法の確認 ・自己青定態や自己有用懸を高め る教育活動の在り方 ○道教委いじめ問題への取組 状況の調査①	Ovじめアンケー+① OXトレスチェック① OXトレスチェック① 「OVにめ防止の理解を深める学習①学後 活動・運動の時間) (1年プロンズ像清掃) Oアセスの実施
学校いじめ防止プログラム	4月	○学校いじめ防止対策組織会 議 ・学校いじめ防止基本方針の学校 ホームページでの公開 ・生徒、保護者への説明内容の検 討 (朝・休み時間・放課後) ○学校ネットパトロール (毎月実施)	○学校いじめ防止基本方針の説明 ・学習規律・学習領 ・基本的な生活の基礎づくり ・学習規律・学習領 ・基本的な生活習慣等 ・子とも膝市長への手紙」 ・子とも膝市長への手紙」 ・子とも膝青長への手紙」 ・子とも膝音をの手紙」 ・子とも膝音をのからないとがは基本方針の説明 ・マタいじめびは上基本方針の説明 ・ベンターネット上のいじめの防止に関わる音楽・
7		教職員	生 徒 <u>家庭・地域</u>

3月	〇学校いじめ防止対策組織会 議 ・学校評価等を踏まえた。学校いじ ・学校評価等を踏まえた。学校いじ ・第年度における学校いじめ防止 プログラムの作成 〇校下小学校との連携		○3学期の取組の状況等 こついての公表 ・学校だより ・参親日等
2月	○学校いじめ防止対策組織会 議 準備、運営 ・特内研修(5) ・生徒理解研修(5) ・生徒理解研修(5) ・生徒理解研修(5) と対方相談③	Oいじめアンケート③ Oストレス手ェック③	〇学校関係者評価の実施
見1	〇学校いじめ防止対策組織会 議 ・学校評価の結果の分析 ・いじめ防止に係る全校集会 の内容の検討	〇全校集会の実施・いじめ防止に係る取組等	〇学校評議員会 - 1年間の取組状況の説明 - 次年間の学校いじめ防止基本方 針に関わる協議
12月	〇学校いじめ防止対策組織会議 会議・2学期の重点の検討・3学期の重点の検討・いじめの防止等に関わる取組に関わる取組に関わる取組によりによりを対しましての点検	〇中連生活部12月研修会における取組の報告	O2学期の取組の状況等 Iこついての公表 ・学校たより ・参親日等
= 月	○学校いじめ防止対策組織 会議 ・体内研修(4)の内容の検討及び 準備 運営 ・学校評価における点検項目につ いての検討 ○生徒に関わる学校間の情報 ○佐にに関わる学校間の情報	〇いじか・非行防止強調月間② 〇「いじめ」をテーマとした道徳 の時間の授業	
10月	○学校いじめ防止対策組織 ・後期の車点的な取組 ・後期の車点的な取組 ・後期の車点的な取組 ・接票の分析 ・授業参観等 ・授業参観等 ・投業の調査③ ・投業の取組 ・投票の対析	○いじめアンケート② ○ストレスチェック② ○生活・学習Actサミットを受けた小・中学 校連携した取組の実施 ○生命を考える教室の実施	
	教職員	生 徙	※庭・